



事務連絡
平成 23 年 4 月 4 日

各所属所 事務担当者 様

公立学校共済組合高知支部
共済班短期給付係
TEL : 088-821-4813

平成 23 年 4 月以降の出産費の取扱いについて（お知らせ）

平素は、当共済組合の事務手続きにご協力いただきまして誠にありがとうございます。
さて、表題のことについて、当共済組合本部より総務省・文部科学省を通じて健康保険組合向けの出産費の支給申請及び支払い方法の通知がありました。

同様の趣旨で地方公務員等共済組合法での取扱いも整備される予定でしたが、手続きの詳細について当共済組合本部より文部科学省に照会中のところ、東日本大震災の影響もあり、未だ回答を得るに至っておりません。

新しい取扱いは平成 23 年 4 月から開始しますが、上記のような状況のため、地方公務員等共済組合法での取扱いは新制度開始後に通知されることとなりますので、取り急ぎ、概要のみ下記のとおりお知らせいたします。

記

1 出産費・家族出産費の 4 万円加算について

当初、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの制度でしたが、平成 23 年 4 月 1 日以降も引き続き継続され、出産費・家族出産費は 42 万円（産科医療補償制度対象外分娩の場合は 39 万円）、同附加金は 5 万円の、合計 47 万円の給付となります。

2 出産費・家族出産費の直接支払制度について

この制度についても、当初は平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの出産に係る制度でしたが、平成 23 年 4 月 1 日以降も引き続き継続されます。

3 出産費・家族出産費の受取代理制度について

平成 21 年 9 月 30 日まで実施されていた制度ですが、平成 23 年 4 月 1 日より再び実施されます。この制度を導入できる医療機関は、直接支払制度への対応が困難と考

えられる小規模施設等です。具体的には、年間の平均分娩取扱い件数が 100 件以下の診療所及び助産所や、収入に占める正常分娩に係る収入の割合が 50%以上の診療所及び助産所を目安として、厚生労働省に届け出た医療機関等です。

受取代理制度の手続きの流れは以下のとおりです。ただし、手続きに使用する申請書の様式等はまだ整備されておきませんので、当面は、1 件ごとに支部から本部へ照会し、対応します。

- (1) 組合員が、当支部に対して出産予定日の 2 ヶ月前から受取代理の申請を希望する。
- (2) 当支部が、受取代理制度の対象者であることを確認のうえ、組合員に対して受取代理申請書を交付する。
- (3) 組合員が、医療機関と受取代理契約を結び、双方が受取代理申請書に必要事項を記入する。
- (4) 組合員が、所属所に受取代理申請書を提出する。
- (5) 所属所が、受取代理申請書の内容確認及び所属所長証明のうえ、申請書を当支部に提出する。
- (6) 当支部が、医療機関あてに受取代理申請を受け付けたこと通知する。
- (7) 組合員の出産後、医療機関が当支部に出産費用の請求をする。
- (8) 当支部が、医療機関への支払いと同時に組合員への差額の支払いをする。

※ 予定していた医療機関以外で出産することとなった場合などは、受取代理の取下げや直接支払制度への変更届が必要ですので、当支部までご連絡ください。

※ 出産費・家族出産費附加金は直接支払制度の対象になりませんが、受取代理の対象額は、附加金を含む 47 万円になる予定です。

4 その他の注意事項

- (1) 直接支払制度利用の場合は、従来通り、出産後に様式第 3-3 号・合意文書・出産費用明細書を提出して申請手続きを行ってください。
- (2) 受取代理制度利用の場合は、申請手続き等はすべて出産前に行いますので、出産予定日の 2 ヶ月前から所属所経由で当支部までご連絡ください。
- (3) 組合員は、通常の出産費請求にするか直接支払制度を利用するかを選択することができます。また、受取代理制度を導入している医療機関等においては、通常の出産費請求にするか受取代理制度を利用するかを選ぶことができます。
- (4) 今回の改正に伴う「福祉事務の手引き」への文言の加除追録は、地方公務員等共済組合法の取扱い整備が確定してから行いますが、受取代理制度に係る様式等は、組合員からの申請に基づき支部が交付しますので、様式集への追加は予定しておりません。